提案事項管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
1006011	水産物積載船限定の無線検疫指定港の認定	現在、不開港、検疫未指定港である指宿市山川 港特定区に外地及び外地寄港船(日本船)から 漁獲積載物を運搬する輸入船、外国往来船、運 搬船に限定して、直接入出港できるよう、開港、 無線検疫指定港の認定を構造改革特区にて規 制緩和する。	現在、不開港・検疫未指定港である指宿市山川港を構造改革特区における規制の特例措置により、水産物積載船に限定する開港及び無線検疫指定港としたい。輸入船・外国往来船及び運搬船等が本港に直接、入港・荷揚げすることが可能となれば、船舶の燃油消費量と入港時における開港(谷山港)までの往復時間を削減することができ、それに伴い、荷揚げ船の山川港への入港機会が増加することから、地元基幹産業であるかつお加工品の振興と安定供給に努めるとともに、地場産業・関連産業における地元雇用の促進と地域商店街の振興を目指す。 提案理由:現在の指宿市山川港は不開港及び検疫未指定港の為、薩摩半島の最南端、錦江湾の入口に位置する本港を通過し、開港及び検疫指定港である鹿児島市谷山港に一時入港、税関手続き及び検疫を受け、再度、山川港に引返し入港水揚げをする状況である。直接本港に入港する場合と比較すると、山川〜谷山港間の燃油消費量1回当り往復で約1.5kに往復航海時間約4〜6時間を余分に要することになり、周年を通じ入港する船舶にとっては大きな時間のロスや負担が生じることから、船主・商社からは山川港への直接入港が求められているところである。こうしたことから、構造改革特区にて関税法及び検疫法の規制緩和を図りたい。 代替措置:上記提案理由に基づき、密輸防止、不法侵入等においては、当組合及び各関係機関(税関・指宿市・警察・保安署・消防・病院等)と連携を図り、監視体制の強化、緊急時における連絡網組織体制の構築を実施する。		山川町漁業協同組 合、山川水産加工業 協同組合	鹿児島県	厚生労働省
1007010	腹膜透析医療行為の緩 和	腹膜透析医療の手技を認定介護士に限り、その 実施を認める。	宮城県全域の腹膜透析在宅医療の活性化を図るために、産学官の協調体制による「地域モデル」の拡充の解決策として、民間腹膜透析在宅医療看護介護施設の実施事業、腹膜透析在宅医療看護介護施設の実施事業、腹膜透析在宅医療看護介護施設の実施事業、腹膜透析在宅医療の人材育成、産学官連携研究拠点の構築事業を実施する。理由としては、2010年12月末の日本透析医学会の統計によると、宮城県内の腹膜透析患者は63名で、東北6県で613名のうち、5番目という低い数字である。東日本大震災による被害者の増大による医療現状の混乱、単身患者や高齢者の家庭内医療実施は困難を極めている。後期高齢者検診内容の見直しにより、要治療、要介護、要支援が必要な高齢者の増大と、それに伴う腎機能障害の透析治療患者は増大している。それに伴い、近年、保健サービスや医療サービスの供給を担う医療等従事者数は超高齢化社会の到来に伴う高齢者の増加に追いつくことが出来ない現状がある。今後は、高齢者に対する医学的理由や、社会的理由から、積極的に腹膜透析の形像た地域、高齢者に対する医学的理由や、社会的理由から、積極的に腹膜透析の前の段階として行える腹膜透析の治療というメリットがあるのが、大きな理由である。持続可能な地域の高齢者医療提供体制を構築するためには、保険介護医療資源の効率的活用による、医療等提供体制に伴う、民間の腹膜透析在宅医療支援看護介護の施設の構築が急務である。上記の民間施設事業の実施のためには、腹膜透析の手技を有資格介護ヘルパーに限り、その実施を認める規制緩和が必要である。		NPO法人 しあわせ会	宮城県	厚生労働省

提案事項管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
1018010	介護保険法の定めによる 介護保険保健施介 護老人病床、らび特護 人病は、今では、 大福祉施よらない、 大福社が民でいい。 で、株社会社が、 で、株はより、なが、 で、はにより、なが、 で、はにより、なが、 で、はにより、なが、 で、はい、 で、はい、 で、はい、 で、はい、 で、はい、 で、はい、 で、はい、 で、はい、 で、 で、 はい、 で、 で、 はい、 で、 で、 はい、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で	厚生労働省より発信されている震災に関する「超過定員を認める措置」ならびに「応急仮設施設の建設措置」(こちらに関しては、未だ、1件の実績も上がっていない。)は、一時的な対応に留まっており、こうした臨時の措置を継続するには、震災発生後1年が経過しようとしている今得において、極めて不適切であると言わざるを得ない。こうした状況を打開し、真の復興を目指すためには、特区の定めによる恒久的な施策を請する必要があると考える。従って、現在、株式な社等の民間企業が設置運営することの出て、介護保険法に定めのある介護保険施設(3種)を株式会社等の民間企業でも開設可能な特区の申請を求めたい。	被災地の社会福祉法人および医療法人が運営する介護保険3施設の入居者が総合的な医療介護サービスを受けることができ、また在宅の要援護高齢者も十分な介護サービスをうけることができる施設を提供し、災害時の要援護高齢者の受け皿となることができる施設の建設にあたり、設置自治体と被災自治体がこの問題を協働で解決するための特定措置として、株式会社等の民間企業が必要な施設を包括的に設置できる特区を認めることで、一時的な受け入れにとどまらず恒久的な受入を実現する。これに伴い、介護保険法にうたわれている介護老人保健施設および療養型医療病床、介護老人福祉施設の設置運営主体を株式会社等の民間企業にも認め、迅速な不足施設の整備をもって被災自治体の要援護高齢者救済ならびに医療と介護の一体サービスの実現が可能となり、被災高齢者介護への安定的サービスの提供が可能になる。		株式会社計画設計研 究所	東京都	厚生労働省
1018020	る「住所地特例」を入居 系サービスの利用だけ に限定することなく、全て の介護保険サービスに	いる被災者の受け入れが憚られているケースが 見受けられる。こうした事情を緩和し、より柔軟 な被災者救済を実現するためにも、全ての介護	被災地の社会福祉法人が運営する介護保険施設の入居者が十分な介護サービスを受けることができ、また在宅の要援護高齢者も十分な介護サービスをうけることができる施設を提供し、災害時の要援護高齢者の受け皿となることができる施設の建設にあたり、設置自治体と被災自治体が真の復興事業に専念するためにも、受け入れ自治体の負担を軽減し、より積極的かつ継続的な支援体制を実現する。これに伴い、国民健康保険法並びに介護保険法にうたわれている住所地特例を施設入居者に限らず、在宅サービス利用者に拡大摘要することにより、設置自治体の負担軽減と被災自治体の要援護高齢者救済そして設置事業者の安定的運営が可能になり、被災高齢者介護への安定的サービスの提供が可能になる。		株式会社計画設計研 究所	東京都	厚生労働省

提案事項管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
1022010	外国人留学生の夜間部 課程への入学緩和	現在、外国人が大学や専門学校へ入学する場合は、夜間課程の入学では留学ビザが発給されない。しかし、留学生の受け入れを促進するとする、我が国の政策を実のものとする為に、一定の条件の下で夜間課程の外国人入学生にも留学ビザの発給を認めるべきである。	現在、外国人留学生は日中の時間帯で学習をしている。反面、資格外活動の許可を取得し、主に夜間の時間帯は、アルバイト活動によって一定の制限の基で就労している。夜間の労働は、就労できる業種も限られており、資格外活動の禁止業種なども多く、アルバイト活動の環境は良くない。その為、留学による学習を夜間帯の時間でも可能にし、資格外活動のアルバイトがなるべく夜間帯にならない様に促すべき。また日中の自由な時間を利用して、文化体験、ボランティア活動に積極的に参加できる環境を作ることで、良質な留学体験が期待できる。提案理由:平成23年12月24日に閣議決定された「日本再生の基本戦略」では、高等教育機関の国際化と留学生の受け入れ促進を決定している。その為には、これまでの若年層とは違う層へのアプローチも進めるべきである。日本でも社会人の多くが夜学教育を受けていることを考えれば、外国で既に就労している社会人(成人)層の留学を促進させることも重要であり、国籍を問わずに社会人の人達が共に学べる夜学教育の環境を整備する必要がある。代替措置:我が国の外国人労働者の受け入れ基本政策との関係であるが、専門的、技術的分野での労働者の外が受け入れ可能であるとの点を踏まえると、本提案も専門的、技術的分野での労働者の限定されるものと推測される。その為、本提案の特区を使用する場合は、日本の国家資格を取得する為に来日する学習者に限定する。夜学教育を行う機関は、大学や国家資格養成学校に限定する。	国際人材教育特 区	一般社団法人 神戸 東洋医療学院	兵庫県	法務省厚生労働省
1024010	旅客船専用港湾における「検疫港」の臨時指定	国際クルーズ船に限定して、ある要件を満たす 条件のもと、臨時的に「検疫区域」を指定する。	国際クルーズ船に限り、検疫港でない「別府港」を近隣の「大分港(検疫港)」の飛び地と見なし、 臨時的に「検疫区域」と指定し、「検疫港」と同様の検査体制を実施する。但し、「検疫港」と同様の 環境を整える必要がある。 現状: 「別府港」は、検疫港に指定されていない。中国からのクルーズ船がファーストポートで着岸する場合、「別府港」で検疫検査ができない。近隣の「大分港」の検疫区域で検疫検査したのち、「別府 港」に入港することとなるため、誘致活動に支障が生じている。 提案理由、代替措置は、別紙のとおり		大分県、別府市	大分県	厚生労働省

提案事項管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
1028060	ビザ取得要件の緩和及 び簡素化①	「あいちトリエンナーレ」において、国内短期滞在制作を行う外国人現代美術作家や舞台公演の外国人出演者が、実行委員会との契約に基づき出演料など報酬を受取る場合でも、在留資格「短期滞在」での入国を可能とする。	【事業内容、提案理由】 この場合本来は、あいちトリエンナー実行委員会で在留資格認定証明交付申請をし、証明書を取得した後、申請者が契約書の写しなどを添えて芸術ビザ、興行ビザの申請、取得をすることになる。あいちトリエンナーレ2010の時には、美術館ギャラリーでの公演における海外からの出演者、舞台公演出演者のうち海外からの出聘者について、興行ビザを取得したが、公演によっては契約内容が直前まで固まらないことなどから、契約書を交わすのが遅くなり、来日までにビザ申請・取得できない恐れがあった。そこで本特例措置により、報酬を受取る場合でも短期の滞在であれば、短期滞在ビザでの入国が可能となるよう求めるものである。 そうなれば、申請の遅れの心配もなくなり、ビザが間に合うかどうかによる公演中止となる恐れを回避できる。	あいちトリエン ナーレ特区	愛知県	愛知県	法務省 外務省 厚生労働省
1028110	介護保険法による指定 短期入所事業所(ショートステイ)への障害者の 受入れ		【事業内容】 障害者が障害者自立支援法に基づく短期入所(ショートステイ)を利用することが困難な場合に、介護保険法による指定短期入所事業所(ショートステイ)の利用を定員の範囲内で可能とし、基準該当短期入所として自立支援給付の対象とする。 【提案理由】 障害者が地域生活を営むうえでセーフティ機能となるショートステイは、地域生活への移行の進展により今後ニーズの高まりが予想されるが、障害者の短期入所については、単独事業所の設置が困難であり、併設事業所においても緊急時の受入れが不十分であること等から、さらにサービスの確保策を講ずる必要がある。また、特別養護老人ホームにおいて、障害者の受入れを行っている場合でも、特段の支障は生じておらず、介護保険法による指定短期入所事業所への障害者受入れは問題ないと考えている。		愛知県	愛知県	厚生労働省

提案事項管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
1028120	特例病床の許可に際して必要な厚生労働大臣への協議の廃止	特例病床の許可に際して必要な厚生労働大臣 への協議を廃止する。	【事業内容、提案理由】 ①現状 現行では、病床過剰地域では新たな病床の許可は認められないが、特例病床については、厚生 労働大臣に協議の上、同意が得られれば、許可できるとされている。 ②問題点 特例病床の許可は要件が厳しいことから、都道府県の地域実情に即した臨機応変な対応が困難となっている。 ③解決策 同意を要する協議を廃止し特例病床の適否を知事の判断でできるようにする。 ④効果 知事の判断で可能となれば、がん等地域の実情に即した臨機応変な対応が可能になる。なお、増床は無秩序な増床ではなく、地域に真に必要とされる最低限度の増床を想定している。		愛知県	愛知県	厚生労働省
1028130	基準病床数を算定する 際の加減算についての 権限付与	基準病床数の算定方法を都道府県独自の加減 ができるようにする。	【事業内容、提案理由】 ①現状 基準病床数は全国一律の算定方法が定められており、基準病床数を超える地域では特殊な病 床に該当する場合のみ、厚生労働大臣に協議をした上で病床を整備できる。 ②問題点 国が定める規制のため、高度ながん医療を提供する病床等地域に必要な病床が基準病床超過 を理由に整備困難となっている。 ③解決策、効果 基準病床数を都道府県が独自に加減算可能とすることで、基準病床数を超えている地域でも、がん、緩和ケアなど地域医療のニーズに応じた病床を整備することが可能となり、地域住民の生命と安心の確保につながる。 なお、国の主張する特例病床制度は、大臣への協議書提出前に行う事前協議に相当の期間を要するなど、適時適切な病床整備は難しい。 また、医療機関の再編統合の際に認められている増床制度も、適時に活用できるものではない。		愛知県	愛知県	厚生労働省

提案事項管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係省庁
1028140	EPAにより受入れた外 国人介護福祉士候補者 の受入れ促進	介護保険施設等における、介護保険法等の人員基準(従業員の員数)において、EPAにより受入れた介護福祉士候補者の勤務時間を介護職員として常勤換算できることとする。	【事業内容、提案理由】 介護保険施設等における、介護保険法等の人員基準(従業員の員数)において、EPAにより受入れた介護福祉士候補者の勤務時間を介護職員として常勤換算できることとする。これまでの単なる研修生の受入れではなななり、老人福祉法や介護保法に基づく人員基準の員数として換算できることから、施設側の受入れが促進され、介護福祉士候補者の雇用の確保につながる。また、雇用環境の改善により、外国人研修生の日本への希望者が増加することで、将来的な介護福祉士資格取得者の増加につながり、介護福祉士の人材確保にも資する。		愛知県	愛知県	厚生労働省
1028150	生活衛生同業組合の総 代会設置に係る組合員 総数規制の緩和	生活衛生同業組合が総会に代えて総代会を設置する場合、現行法では500人を超える組合員総数が必要とされる。生衛業者の減少に伴う組合員減に対し、この組合員総数を緩和する。	【事業内容、提案理由】 生活衛生同業組合は、組合員数が500人を超えていれば、総会に代えて総代会を設置し、組合を運営することができる。 しかしながら、近年、生衛業者の減少に伴い、組合員数が501人を割り込む組合が増えてきたため、総会開催に係る組合運営コストの上昇や意思決定の煩雑化など、組合運営上の弊害が組合側から指摘されるようになった。 そこで、総代会設置に係る組合員数規制を緩和し、組合運営コストの低減、意思決定の迅速化を図ることにより、組合活動の活発化を促し、生活衛生営業の振興と地域経済の活性化を図る。		愛知県	愛知県	厚生労働省

提案事項管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
1032010	ている営業許可の施設	食品衛生法の営業許可対象業種(全34業種)を もっと細分化し、販売する際に営業許可を取得し なければならない業種を絞り込む(営業許可が なくても販売できる品目を増やす。)	農家が自宅等で農林産物等を活用した加工品製造に挑戦したり、農家(郷土料理)レストラン等をオープンする可能性も高まり、更に新たな地域特産品開発に挑戦する地域企業等が増加するなど、地域活性化や農家所得の向上に繋がる。 (自家製造消費の味噌・納豆・惣菜について営業許可等の緩和について)		南会津町	福島県	厚生労働省
1033010	特定健診・特定保健指導の実施方法の柔軟化	現行法令で規定されている、特定健診・特定保健指導の実施基準や施設基準を、一定の条件の下で緩和。具体的には、健診項目の一部省略や、健診からの除外者の拡大等。	実施内容: 特定健診・保健指導の実施方法を簡略化し、より多くの住民が健診を受診しやすくするとともに、 受診者が年に1度の健診のみならず常に自身の健康指標の改善に努めるためのインセンティブを 導入する。具体的には、簡易版健診を希望する住民に対して、週末に大型店舗等を利用して看護 師・臨床検査技師・保健師による健診を実施し、主に血液検査に限定した検査をもって特定健診 を受診したものとみなす。つまり、検査項目は、血圧、血液検査(血中脂質、肝機能、腎機能、血 糖)、体重・BMI・体脂肪率とし、問診は喫煙歴・既往歴に限定。また、妊婦・入院患者・入所者に加 え、生活習慣病で外来通院中の人も健診対象からかす。 さらに、項目ごとに数百円程度のフォローアップ健診も大型店舗等で実施し、特定健診から指標 の改善した人については一定の特典を付与(特典については、町の財政措置にて対応)。 提案理由: 本町は、昭和63年開設の町民医療福祉センターを中心に、保健・医療・福祉の一体的提供に努め てきており、町をあげての取り組みにより国保平均に比して高い受診率(50%)を記録ている。しか しながら、国の求める65%には程遠く、現行の実施方法に拘泥することなく実質的な住民の健康増 進を図るために、健診・保健指導の在り方の柔軟化が求められている。		涌谷町	宮城県	厚生労働省

提案事項管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係省庁
1033020	介護老人保健施設における医療行為に対する 診療報酬の算定の柔軟 化	現行法上、老健利用者に対する医療行為の費用については、いわゆる「まるめ」の仕組みにより相当の制約があるが、特定治療や他科受診の弾力的運用により、老健利用者が施設内で必要な医療を受けられるようにする。	実施内容: 老健利用者において求められることの多い以下の処置や処方について、老健施設又は併設医療機関の報酬算定の弾力的運用を認める。 ①肺炎及び尿路感染:老健内で施すことのできる必要な検査や投薬について、医科点数表に基づいて算定したうえで特定治療として介護保険に請求。 ②がんのホルモン療法:抗がん剤と類似の位置づけとして、他科受診において医療機関側に診療報酬の算定を認めるか、又は老健での処方について医科点数表に基づいて算定した点数を特定治療として介護保険に請求。 ③認知症:認知症の唯一の治療薬であるアリセプトについて、他科受診による処方を行った場合に医療機関が診療報酬を算定できる、又は、老健での処方に対して医科点数表に基づいて算出された点数を特定治療として介護保険に請求。 提案理由: 上記の3項目については、老健利用者にみられがちな疾患であるが、これらの処置・処方について報酬算定に大き治療として介護保険に請求。 提案理由: 上記の3項目については、老健利用者にみられがちな疾患であるが、これらの処置・処方について報酬算定に大き治療として、き健利用者にみられがちな疾患であるが、これらの処置・処方について報酬算定に大きのよりに入院させ、その上で必要な医療を施さざるを得ないというケースが生じているのが実態である。結果として、老健施設費よりもはるかに高い入院基本料が発生し、老健での不必要な医療行為を制限し医療費の抑制を図るという当初の制度目的が達成されていないのも現状である。また、必要な医療が受けられないために、老健でのリハビリが本来の効果を発揮し得ないとの問題も存在する。老健利用者が真に必要とする医療については、これを老健・医療機関の双方が不必要な自己負担を抱えることなく提供できるよう、規制の特例を導入することが必要と考えられる。		涌谷町	宮城県	厚生労働省
	非農林漁業者の農林漁 業体験民宿開業に係る 旅館業法の規制緩和	過疎法に基づく過疎地域がある市町においては、非農林業業者(NPO法人など地域外の者も含む)が農林漁業体験民宿を行う場合についても、農林漁業者と同様の旅館業法の特例を認める	過疎法に基づく過疎地域がある市町においては、非農林業者(NPO法人など地域外の者も含む)が農林漁業体験民宿を行う場合についても、農林漁業者と同様の旅館業法の特例を認める提案理由: ・農林漁業者が運営する農林漁業体験民宿は、客間一間(33㎡未満)でも旅館業(簡易宿所)の許可を受け、開業が可能となり、建築基準法や消防法でも規制が緩和され、最小限の増改築で民宿を開業することができる・一方、非農林漁業者でも農林漁業体験民宿の開業が認められるようになったものの、客室面積33㎡未満の場合、開業不可で農林漁業者と同様の規制緩和の適用が受けられない状況である・過疎化、高齢化等が進む多自然地域においては、空き家の増加など、地域の活力低下が喫緊の課題となっている・都市住民との交流により地域活性化を図る動きがあり、空き家を活用した農林漁業体験民宿もその一つであるが、集落内の農林漁業者は少人数の上、高齢化が進行し、運営が困難・非農林漁業者に対して、農林漁業者と同様の旅館業法の特例を認めることにより、NPO法人など外部の運営主体による農林漁業体験民宿の開設が可能となる		兵庫県	兵庫県	厚生労働省

提案事項管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
1034020	医療用ソフトウェアの単独医療機器化に向けた定義の見直し	薬事法上の医療機器の定義の見直しを図り、医療用ソフトウェアを単独で医療機器として取り扱えるようにする	提案理由: ・我が国では薬事法上、医療用ソフトウェアは「器具機械等」の一部として取り扱われているため、ハードとしての医療用機器に組み込まれない限り、医療用機器として認可されない(単独では非医療用機器として扱われている) ・このため現在、医療用ソフトウェア単独では、審査、規制が行われておらず、開発及び流通に支障を来している。他方、米国、カナダ、欧州、豪州などでは、医療用ソフトウェアは単独医療機器化され、市場に流通している。しかし、我が国では、この薬事法上の規定により、現在、国内で開発した医療用ソフトウェアの単独での流通も、海外で開発された医療用ソフトウェアの輸入・流通もできない・ソフトウェアのみヴァージョンアップして入れ替える時も、許可等を受けている生産ラインに、ハードと共に持ち込んで作業することになっており、また、クラウド・コンピューティングによるダウンロードをできず、多大なコストを生じさせている・医療用ソフトウェアをめぐる技術開発を加速させ、多様なソフトウェアの活用が可能になり、診断技術の改善、医療の安全性・確実性の向上が見込まれる・なお、本提案は、「日本再生の戦略」において提言されている「世界レベルの医薬・医療技術のインフラ整備」、「次世代医療で世界をリードする体制づくり」、「創薬・医療機器開発等で『世界をリードする日本』を実現する戦略の策定」等の施策の推進に資するものであると考えられる		兵庫県	兵庫県	厚生労働省
1034050	社会福祉法人が無料職 業紹介を行う場合の規 制緩和		提案理由: ・現在、職業安定機関以外の民間事業者が無料職業紹介事業を行う場合は、職業安定法により厚生労働大臣の許可が義務付けられているが、地方公共団体のほか、学校等、商工会議所や農業協同組合等の特別の法人が行うものに限り、届出で足りることになっている・		兵庫県	兵庫県	厚生労働省

提案事項管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
1034140	私立保育所における満3 歳未満の児童に対する 給食の外部搬入を可能 とする	公立保育所における給食の外部搬入を特区として認められている地域において、公立保育所だけでなく、私立保育所でも満3歳に満たない児童に対して給食の外部搬入を可能とする	公立保育所、私立保育所等の一体的な運営を図るため、公立保育所における給食の外部搬入を特区として認められている地域において、公立保育所だけでなく、私立保育所でも満3歳に満たない児童に対して給食の外部搬入を可能とする提案理由: ・保育所における給食の外部搬入は、満3歳以上の児童は、公立・私立を問わず外部搬入が可能だが、3歳に満たない児童は、特区における規制の特例措置として、公立保育所のみ実施が可能・児童数が少なく、かつ施設数も少ない市町で施設の運営の合理化を進めるためには、保育所以外の様々な施設との一体的な運営が必要不可欠であり、特区による公立保育所の給食の外部搬入実施地域において、市町が運営の合理化を図るために、民間立保育所での給食の外部搬入を可能とするべき		兵庫県	兵庫県	厚生労働省
1039010	保育所における准看護 師特区	児童福祉施設最低基準附則において、乳児6名 以上を入所させる保育所に係る保育士の数の 算定は、当該保育所に勤務する保健師又は看 護師を、1人に限って保育士とみなすことができ ると規定されているが、これを准看護師まで拡 大するもの。	【実施内容】保育所の保育士定数に算入することができる看護師(保健師)に准看護師も含むことができるようにすることで、安心してこどもを育てることができる環境を整備する。 【提案理由】・0~1歳児は抵抗力が弱く、感染症予防などへの適切な処置が求められている。・最低基準で保育士定数に算入できるのは看護師等に限定されていること、保育所運営費では看護師の給与相当額は算定されていないこと、医療機関でも看護師不足であることから、保育所から准看護師を求める声があがっている。・そこで乳児6人以上(特区認定4人以上)を入所させる保育所に勤務する看護師等を保育士とみなす規定について、准看護師を対象とすることを提案する。・これにより安心な子育で環境の整備と女性の就労が促進され、雇用の場の拡大や地域活性化に繋がることが期待される。・なお、前回「当該措置(乳児6人以上入所させる保育所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる。)が当分の間の経過措置であったこと等からも要望に対応することは困難」との回答があった一方で、その経過措置が既に特区で乳児4名以上に緩和されていることから、当分の間の経過措置であることが、准看護師を認めない直接の理由にはならないと考える。 【代替措置】・最低基準等に基づき、嘱託医からの適切な指導・助言により、健康及び安全の確保は可能であるうえ、保育士配置基準は変更されないことから、保育能力が低下することも極めて考え難いが、市町村や保育団体が実施する乳児保育の研修課程修了を定数算入の要件とし、保育の質を担保することも可能。		佐賀県、福岡県、長崎 県、沖縄県	佐賀県、福岡 県、長崎県、沖 縄県	厚生労働省